

建設水道常任委員会

平成26年12月8日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木澤 正男
木田 守彦		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観光産業課長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都市整備課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	関口 修	上下水道部長	谷口 裕司
上水道課長補佐	猪川 恭弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、木田委員

委員長 全委員出席されておりますので、建設水道常任委員会を開会いたしたいと思います。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、木澤委員、木田委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておるとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第52号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課 それでは、議案第52号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申しあげます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に112万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億8,742万6千円とするものでございます。

歳入歳出ともに人事院勧告に伴う給与改正及び人事異動による人件費の補正でございます。

それでは、主な補正内容につきましてご説明申しあげます。

予算書の予算事項別明細書の5ページをお願いいたします。

最初に、歳入予算の補正でございます。第4款繰入金、第1項一般会計繰入金で112万6千円を増額し、4億8,660万3千円に補正するものでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。6ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費で95万7千円の増額、第2項下水道新設改良費で16万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただき、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

(予算総則 朗読)

下水道課長 以上、議案第52号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。なにとぞ原案通りご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、当委員会として満場一致で可決す

べきものと決しました。

続いて、(2) 議案第54号 平成26年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長

上下水道
部長

それでは、議案第54号 平成26年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長

それでは、補正予算書の実施計画によりご説明を進めさせていただきます。

まず、補正予算書の3ページをお願いいたします。

収益的支出で、第1款水道事業費用、第1項営業費用で4月の人事異動による人件費関係及び人事院勧告に伴い12万7千円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳といたしまして、第1目原水及び浄水費で8万6千円の増額、第2目配水及び給水費で10万円の増額、第4目総係費で31万3千円の減額でございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

(予算総則 朗読)

上下水道
部長

以上、議案第54号 平成26年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。なにとぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 何ら問題はないんですけど、実は、11月17日の時点では、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費については現在積算中ということで、資料として22番として出していただいていたのですが、それからこれまでの、この告示の日までに積算終わったという、単純なことなんですけど、ということは、17日のこの懇談会の段階では、さきほどの下水も一緒なんですけどね、積算は、まあ無理やったからこう書いてあるねんけどね、この懇談会でこの資料をつけてもらうということは、こちらのほうでの資料を省略するというひとつの思いもありますので、ほかの案件でもね、ちょっとやはり不可能なことやったからそうされているんやけど、そうしたらこの懇談会をもう少しおくれさせてもいいかなとも思うんやけど、その点は今後、どういうことになっていくのかなと思ってね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 今、委員おっしゃいましたように、確かに懇談会、17日にございましたけども、その時点では、積算がまだ完了してなかったという状況でございましたので、昨年度でしたら、確か事前委員会で数字がもう確定して出ささせていただいたと思いますので、20日前後ぐらいになりましたら大体数字が固まってくるのかなというふうに思いますので、ちょっと17日でしたら、あの時点でしたら少し、まだ、総務課のほうで全部積算するんですけども、その時点ではちょっとまだできていなかったという状況でございますので、もう少しおそれれば数字は確定してくるのかなとも思いますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

小野委員 建水の委員会は19日でしたのでね、だから、もうこの事前委員会には間に合っていた、17日と19日で2日のことやけどね。微々たることやねんけどね。そうしたら19日のこの段階では出す必要ないねんけど、今、部長が20日って言うてはったから、懇談会はそこで出しておいたら、これ1枚要らないなと思うているからね。無理なことは無理で結構です。資料として、案として実施計画案って書いてもうているし、

別段問題ないねけど、今後のこの懇談会のね、資料づくりにもいろいろ関係するし、日程調整もそれでいろいろ相談してもらえたらいいと思います。何ら議案に対しては質問ない、その点だけちょっと確認しておきたいと思います。結構です。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 人事院勧告で上がったというのは単純に理解できるけども、これだけ給料減るといのは、水道課の職員が減ったん。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 課長補佐の異動がございまして、それに伴う給与の差額でございます。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 号数の高い課長補佐が異動になりまして、号数の低い補佐が入れ替えになったということでございます。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきと決しました。

次に、2番、継続審査であります(1)都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に、下水道工事進捗状況についてでございます。

11月の事前委員会でご報告いたしました内容とおおむね変わりなく、順調に工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料をごらんいただけますでしょうか。

平成26年11月末の状況でございます。

事前委員会で報告いたしました10月末から、新たに10件の接続申請を受け付け、平成26年度に入り138件、接続申請総数は3,047件、利用世帯総数は3,447世帯となりました。接続率は、事前委員会より0.2%ふえ、67%でございます。

次に、融資あっせん利用数及び浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、事前委員会で報告いたしました申請数から変わっておりません。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。以上でございます。

課長

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員

一般質問でしつこくいろいろ質問させてもらって、答弁もいただきました。この委員会でもいろいろ議論したいと思ったんですが、何も用意していません。

それで、ただ、一般質問での私の意見、私の考え方、それと町の考え方、見方というね。結局、端的に言えば、あそこを工事を施工することによって、供用開始することによって、三室交差点が改良できていない時点では、紅葉ヶ丘とか、あのあたりへ車が流入して、それを交通安全を管理している西和警察署等が許可しないだろうと、そのことを懸念してですね。そのことについても副町長ともいろいろ議論しましたがね、誰に話ししても、警察がそういうことで道路使用許可をおろさないという理屈、理由はならないと皆さん考えておられます。何かほかに要因があるのではないかなというようなこともおっしゃっています。

そのことも踏まえてね、また、結局、その三室交差点云々の話で、仮設道路の道路使用許可を申請したところ、許可できない。その理由として、1つはこういうことと言っていると。あくまでも答弁の中では、車両が入れる仮設道路は許可できない、その工事は許可できないというようなことがついていると思うんです。だから、斑鳩町の都市計画道路、ようやく、あのときも言いましたけど、用地買収も、いわば中央公民館

の前面、正面ですね、顔を潰してまで、潰してちゅうの失礼やね、そこを利用してまで代替用地としてね、応じてもらった。だから、昨日も私はあるイベントに出ていましたけどね、何でああいう公民館の前をね、ああいう具合にしてあるのということで、いろいろ聞かれますねん。だけど、それで都計道路が完成して、骨幹となす道路ができるんだと、用地がそれで話ついたんだと。

それが、私はあえて言わなかったです、もう30年ぐらいですと、平成30年ぐらいですって、そんなこと言えないんですよ。だから、やっぱり町の担当の者、それから副町長を初め、やはり粛々と1年でも早く着工できるように交渉を続けてもらいたい。そのことをお願いしたいんですが、そのことについて、どうなんですかね。担当の方でも結構ですし、副町長でも結構ですし、どちらか、覚悟を見せてもらいたいなど。1年でも早くやりますというような覚悟を見せてもらいたいですよ。その、私ら、ほかの者も思っているほかの要因、県とのね、私は、町とのいろいろなことがあるんじゃないかなと、そういうことを言うている人もいますよ。私はそんなん思っていないですよ。同じ市町村と県とで、何か斑鳩町だけ嫌がらせするようなことはしないと、それは思っています。だけど、そういうことを言っている人もいます。だから、そのことらも含めて、それらを払拭するためにもね、30年じゃなくて、やっぱり29年、28年、本来は、まあ27年は無理だと思います。今から手続きを踏まなければいけないのだったら、この年度末にかけてなかなかそれは成り立たないし、それらが整わなければ予算化もできないということ、それもわかっています。だけど、ああいう状態で、まあ言えば放置されるということは、私ら住民にとってみてはどういうことなんだということになると思うんですが、それだけポジティブに、積極的に町は働いてくれているというように言いたいので、お願いいたします。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 ただいまご指摘いただきましたように、法隆寺線の供用時期につきま

部長

してですね、できるだけ1年でも早くあげられるように、覚悟と申しますか、努力と申しますか、それはこういった形でということのご質問でございます。

一般質問のお答えの中にもございましたように、今、警察との協議の中で、警察は町内全体の交通安全性の低下ということを懸念しておる中でですね、許可はしにくということではございます。

しかしながら、30年と申しますか、いかるがパークウェイのほうの供用、これが条件ということでは申しておるわけですが、国会議員の先生あるいは国土交通省等に対しましてもですね、一刻も早くいかるがパークウェイの三室交差点が供用できるように努力してまいるとともに、その用地買収あるいは地元調整につきましてもですね、斑鳩町も精一杯努力させていただいて、一刻も早くその供用を見られるように努めてまいりたいということでご理解願いたいと思います。

小野委員

そうじゃないんですよ。国会議員の先生方はきちっと働いてくれているしね、いままでからどおりやってくれています。だけど、それを条件に、斑鳩に対してね。

またね、部長がね、全体を見ているということだったらね、ほんま子どもだましの話ですよ。あそこがあげたからその三室へ車が流れるのかいうたら、もう既に流れているって言うていますやんか。違うっていうことや。こんなこと、県の担当にもはっきり言うたらよろしいです。何でそれ、言われなんでしょうか。何で県がね、そういうことを納得しないんですか。考えられへん。そんなこと言うている県の担当者、それがあくまでも全体の流れやと。ここ、どうするんですか。しかも、国の事業を進めなければだめだと言われて、町の事業が何でストップするんですか。同じ都計道路でしょ。

しかも向こうが供用開始も何もしていないんだったらね。岩瀬橋まで供用開始しているんですよ。それで、確かに今、あそこまで供用開始したから、車は流れています。興留のほうから流れています、服部道で。同じように、竜田大橋から左に曲がっていくのに混むから、たんご道使

って、それから0.7キロ伸びたところ、供用開始したところを使って、私らもあそこ通っています。それは、こちらが便利になるように、しかも、公民館の正面の入口まで閉鎖していますねん。車で国道から入るのに、万葉台とかそこら通らな入れませんねん。ここの交通安全、どない思ってくれてますねん。そんなことぐらい、しっかりとね、担当者に言うて、それでだめだったらね、県のトップへ話ししたらよろしいですよんか。できないんですか、それが。そんなもん、知事が聞いたらね、何をしているんやっと言いますよ、はっきり言うて。それはもう、行政訴訟になってもおかしいんですよ。それを許可しないって、工事はできないということだったらね、訴訟打ってもよろしいんですよ。それぐらいの覚悟を持ってね、担当者は当たりなさいと私は言うているんですよ。

だから、国会議員の先生に、パークウェイの推進のためにいろいろ努力してもらっているというのはわかります。それでね、あそこから、確かに昭和橋にかかってね、混雑しています。これは、何もここあけるからとかではないです。168使って全部向こうへ流れているからです。そんな問題も何もなし。それから紅葉ヶ丘のところとか、車が流入するとか。私らやったらね、堤防伝いにあそこへ出ますよ。昭和橋かな、あそこへ出ていきますよ、あそこ混んでいるからということ。

だからね、なぜ、そうしたら西和署がそのことでこの工事をね。用地買収済んだんですよ、やっときさ。この前に答弁いただいているのは、あくまでも仮設道路、仮設道路で車が入れるのは許可できないということがついとるんですよ。それと同じようにね、その担当が言うているんだったら、これを出そうとして、それこそほんま、訴訟の問題になりますよ。そこらをしっかりとね、考えてください。

だから、県のほうで、県警本部のほうでね、何課やろうな、維持課、その交通、協議せんなんのは。そこらでもね、話つけたらよろしいですよん。もう、そういうことをね、やはりせんたら、あんなままで放っておかれたらね、まだかと、なんでやと。あそこ、何年かかってますねん、用地交渉で。だからね、そんなことをね、全然説明つかないですよ。同じようなことを言うているようではね。だから、何とか工夫してやっ

もらいたい。

そういうことで、もう話もしているんですか。前回の事前の、閉会中のね、委員会で私が強力に言うたことで、西和警察の、交通課ですか、そことも話ししておられるんですか。もう肅々とね、進めてください、何回も何回も。そういう理論立てて、はっきりして。国交省のパークウェイの三室交差点が改良するのとあわせてっていうようなね、そんな意味のないことを言わないでください。相手に言わさないようにしてください。意味ないですやんか、ここ開通するのと。そうじゃないんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 警察とも協議している中で、やはり今現在、今、パークウェイ、1.7キロ供用開始しました。交通の流れ見ていただいたらいいんです。25号線ずっと、王寺行き、役場からずっと混んでいます。そのときに、パークウェイ走っていただいたら、その台数を見ていただきたいんですけども、ほとんどやっぱり向こうに流れていないんです、25号の車が。というのは、向こうへ行く車、大きな道があけていないからなんです。警察、県が言うのは、あれがあいたときに、大型車、一般車はどんどん流れていくと。今はそんなに流れていないです。そういったときに、今、昭和橋のほうの、神南の昭和団地の堤防沿いの道を行かれる人もあるし、あそこの岩瀬橋からね、まっすぐ行かれる人もあるだろうと。そこへ大型ダンプとか通過交通がどんどん入ってくると。そうしたらやっぱり町内全体の交通の安全性が非常に危険があると。それは警察が懸念しておりますので、本線の協議に行ったときにはやはり、それはもう無理だと、一気に交通の流れが変わりますよと。そういうことなんです。

小野委員 もうそれは何回も、それはあのときも言うていたけどね、堂々巡りしてもいかんけど、大型車がね、今、そこ、そちらへ流れていると。流れていないですよ。それ、なんでですの。岩瀬橋から向こうはあれですよ、通れないと思う感覚ですやんか、大型車は。ここが口あいたからいうん

やったら、その時分に向こうでも工事やっているんですよ。抜けていくんですからそれが。

どちらにしてもね、そんなものは、あれですよ。普通車にしろ、みんな交差点が曲がるのと、私なんかでもどっち行こうかなと、こちらの混み具合で、案外パークウェイ使ってもね、遅なるときあるんですよ。だから、25号線へ出てきたときに、それから先が混んでいるかどうか。25号線の竜田大橋混むのは、右折が多いからですね。あそこ越えたらもう早いんですよ、三室まで行くの。また三室の交差点越えたら混んでくるんですよ。昭和橋とか、その先の跨線橋のところ、王寺町内の混み具合で混んでくるんですよ。

法隆寺線がそれをやったらあかんというようなね、何のためのね、交通網、道路網の骨幹となすと、そういう道路を町が町道として施工するのに、警察がその車の流れ、全体の流れのことを考えて。私らは結局それを是正するために都市計画道路を施工するんですよ。いつまでたってもできないということになります。

そういうことを理由に警察が難色を示しているということ自体がね、何か、ほかの人も言うているような、県と斑鳩町とに何かそういう摩擦があるのかと、そういうことを言っている人もいますよ。県事業が何も進まないとかね、県が何も許可をおろさないとか。そんなこと言えないでしょ、同じ自治体、県内の町としてね。まして、前議長もいてることやしね、斑鳩町に。格好悪いですよ、あの人に対して。自分らもしっかりとそういうところ話しせなあかんと思う。

だから、できるだけ、こんなん長引いても一緒ですから、粛々とやってほしい。答弁してあって、もうこれで終わりやというような考えでは、常にアタックしてもらいたいなど、そのように思います。お願いしておきます。

委員長

小城町長。

町長

小野委員おっしゃっていただくように、今年の3月30日に一部供用

開始を、いかるがパークウェイが、1.1キロさせていただきました。
その間なしからですね、4月1日以降からやっぱり事故が多いということ
で、かなり反響というのは大きいと思います。そして警察は、西和警
察はやっぱりあそこに立ってですね、今度は交差点の関係等について、
やっぱり違反ということで、そういう処置をしてきた。そうしたら、今、
事故が減ってまいりました。そういうことを考えますと、やっぱりモラ
ルを守ればいいんです。ただやっぱりこういう歴史というものは何も、
担当している西和警察が一番詳しくわかるわけですから、町長が県に行
って、それなら公安委員会等、あるいはそういうことでひとつ頼みます
と言うところで、地元の意向を十分考えなかったら、所轄するところ
は西和警察ですから。そういうことも十分踏まえてですね、我々として
はできる限り事故の起こらない、また現状を十分把握して、そして皆さ
ん方がその通過で道路をうまく通行していただく措置をしていくことが
我々の組織としての一番の責任だと思っておりますし、やっぱり事故が
あって、仮に亡くなった方が出てきたら、これは大変なことだと私は思
います。

そういうこともできるだけ解除していくためには、そういうことを、
歴史が、この昭和42年からの歴史を考えていかなかったら、今こうし
てここまで1.1キロできたら、あとは通してまだやっていこうとする
中で、まだ反対の関係等については国に対して要望があるわけですから、
そういうことも踏まえたら、必ず国土交通省に大臣初め、いますから、
町長さん、これ、どうなってますねんと、こうおっしゃいますからね。

そういうことも踏まえてやっぱり皆さん方が協力をいただくからこう
してできているわけですから。何も国会議員さんが頼んでもうたら、は
い、わかりましたっていうて返事をしていただくということだけでは、
私はないと思います。やっぱりその所轄の関係等に整理をしなかったら、
なかなかそう簡単にはこれ、進まない。ようやくここまで来たというこ
とは、やっぱり皆さん方の、議会の皆さま方を初め町等がですね、でき
る限り昔の郡山斑鳩王寺線がなんとかこれをしていかなきゃいかんとい
うことでですね、努力をしていただいたおかげで、今、いけた。

この、1つの、1件の残存物件のこの法隆寺線の関係等についても、やっぱり皆さん方の努力によってですね、やっぱりそれはなかなか難しい、会いに行ってもなかなか会わない、その中で代理人が出てきて、代理人の方にそうして話ができてきたということは、やっぱりそういう1つの成果であると思いますし、こうして話し合いができて、土地の関係もできてきた中で、ここまでできてですね、できる限り。

おっしゃることは十分わかります。我々も痛いほどわかります。ただ、やっぱりそういうことも守って行ってですね、できるだけ法隆寺線ができて、またそして、この三室交差点のこの25号線までこのパークウェイができたときにですね、それはもうそういうことを早くそういう措置をするためには、我々としてはやっぱりこれからいかるがパークウェイが、今の岩瀬橋からの間がですね、早くいけるように努力をするというのか、問題はやっぱり予算ですから。予算をいただかなかつたら、これはできませんから。そういうことも十分やっぱり国会、この間も国土交通省へお伺いしたら、そういう点では、早くするためにはやっぱりお金というのが一番大事やからという、近畿整備局の局長もおっしゃっていただくようにですね、我々は努力をしてまいりたいと思っておりますので、そういう、小野議員さんのおっしゃることもよく理解をしながらですね、我々は、今、そういうことを西和警察とできるだけ協力をいただくということで話を進めていきたいと思っております。

小野委員 町長もいってもたってもいられず答弁いただきましたけどね、パークウェイの流れとか、それらについては、私はそのようにも思います。皆さんの協力があってできてくるんだと。だけど、パークウェイが1.1キロまで、岩瀬橋まで供用開始になったから事故がふえた。それは、やっぱり周辺道路がまだうまく整備できていなかった、そういうそのときに供用開始したと。今までそういう道がなかったときに優先的に走れた道が、やはりそこで交差点ができたということですね。昔からの話を繰り返してしまったらいかんけど、やっぱり高架であつたらああいう立体交差がないねんから、交通安全についてはあまり心配なかったんや。だけど、

地元の要望で平面のパークウェイという形に変えたと。そのことによってやっぱり交通事故も起きてくるんじゃないかなと、私は思っています。だけど、それはやはり住民のためを思って計画も変更して、国も計画を変更してもらってやってきたと。そのことで事故も、供用開始してすぐに事故も起きたと、私はそのようにも考えていますしね。

どちらにしても、町長最初におっしゃったように、町長、できたら県警へ行って、お願い、ですかね、お願いじゃない、事情を説明してください。やはり、この法隆寺線の許可をもらえなかったら、私らが今まで、私らっていうのは斑鳩町が、努力してきて、1つの交渉もできたと。都市計画道路ですのでね。それでやっと交渉もできて、代替用地の確保ができた。わずか何メートルかですよ。この工事を着工することを、お願いに行ってください。その結果で、どうなるのかはわかりません。だけど、やはりそれで町長もそこまで努力してくれていますと私も言いたいので、ぜひともお願いいたします。

町長 私はやっぱり西和警察を、して、今、県へ行ってそういうことを言えば、やっぱり西和も警察ですから、西和警察を十分尊重していかなかったら、私はやっぱりなかなか県警、県にと、上へ上がって行って、これ、早よ頼みますと言うても、現状は西和警察がこういうこと言っているやないかと、こうなりますから、そういうことを考えたら、西和警察とこれはやっぱり協議をしながら進めていきたいと思っております。

小野委員 西和警察の交通課での意見というの、私は一転、二転しているように感じています。担当の者がいろいろ話をすると、いざその許可ということに対しては、いや、これは西和警察の交通課での統一した見解ではないと、そういうように。確かにそれは組織ですから、担当者は、ああ、これやったらいけるやろうなというように思っている、やはり最終的に統一見解として出すときにはいろいろな微妙な働きがあります。

そのいい例が、今の仮設道路です。最初に委員会に説明してもらったときとで、入口で、道路として使うねんと。それはあくまでも公民館

へ国道側から入ってもらふねんと。そのときに、もう私は遮断してしま
いと。そんなんややこしいやん。本線工事、すぐかからんなんのにな、
またそこ通られへんようになるねんからややこしいでと。そのときに担
当というか、副町長もみんなおっしゃっていたのは、いや、あそこ遮断
してしまつたら、今言うている万葉台のほうの、町道ですな。だけど、
そちらを回ってもらわんないかん。それに対しての説明がつかないとか
ね。それで、何とか担当の者は今までと同じように公民館へ入ってもら
う車、確保しようとして、既設の進入路を使ってやろうとしている。だ
けど、あまりにもちょっとそこで詰まってしまうということで、それを
広げようとしている。それで許可できるねやつたらということで工事の
道路使用許可を出したところ、三室と、そういう話が出てきて、それで
許可ならなかった。だから今は車は入れないです。車は国道から入れな
い。ということは、公民館へどうしても車で行く人は、迂回路ですとは
指定していないですよ。だけど万葉台通っているの、たくさんあると思
います。黙っているんですよ、こっちも。

そんなね、全体を見ているって、それなら、ここ、何も見てないんで
すか、西和署は。それぐらいの話はしてください。

それとやはりね、西和警察の交通課にしてみても、やはり、何、県警、
何、あれ、維持課。

(「規制課」と呼ぶ者あり)

小野委員 ああ、規制課か。

規制課の意見もやはり聞いていると思うんです。今まで町長おっしゃ
るとおり、規制課は、地元の西和署が言うているからと。西和署が言う
ていることは、全体の地元のことを全然理解できていないんですよ、は
っきり言うて。全体のことを。今言うている節ですよ。龍田の万葉台の
あたりで車、開発でもらった道路ですやんか。そんなところをがさがさ
通って公民館入っていつているんですよ。そういうことを見ていないん
です。

だから、町長が規制課へ行って、そういう事情を。確かに西和警察署も交通安全、斑鳩町のことを思って、パークウェイのことでのいろいろ運動もあったところ、そのあたりのことで、西和警察の担当の者は全体のことを見てくれていますけど、やはり全体を見てくれるんだったら、こういうところもありますし、公民館の入るのに道路を早く開通したい、その思いを規制課の人に話ししたら、やっぱり規制課のほうからももうちょっと全体のことを。ましてね、地元の町長が来てくれているんやと。一番地元のことを知っている町長が来てくれているんやと。だから、もうちょっと全体を見直したらどうやというような指導は、私は組織としてやると思います。

1回、そう言わんと1回、県警へも行ってください。それだけです。

委員長

よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、これにつきまして、前回委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員

まねきやの跡地、なんか解体してもう建物また、新たな建物建てるとか、周りの業者からは聞くねんけど、町としては何かそういう情報は入っているのかな、入っていない。

都市整備課長 集合住宅でございましたり、戸建ての住宅の開発でございましたり、数件の問い合わせ等入っております。

委員長 よろしいですか。
ほか。 木澤委員。

木澤委員 駅舎のところの、JR法隆寺駅っていうふうには、上のほうに書いてあるんですけども、あれが何かもう、よく、お年寄りの方とか見えへんらしくて、近所に住んでいる人が、駅、どこですかと、あれ、駅、名前が、プレートがどうなのかようわかりませんねんけども、まあぱっと見たら駅やなっていうふうには、僕らは思うんですけど、よく聞かれて、あれをもうちょっと下げられへんかっていうような声を聞いていますので、可能なかどうかも含めてちょっと検討していただきたいなと思いますので。答弁結構ですので、それだけお願いしておきます。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっております。

次に、3番、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 それでは、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)のうち、当委員会の所管に関することにつきまして、一括して説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思いますが、議案書の9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第15款県支出金、県補助金では、第4目農林水産業費県補助金で、被災農業者向け経営体育成事業補助金といたしまして県が新たに補助金を交付することになり291万1千円の増額補正を、また、農地法が改正されたことにより農地台帳のシステム改修が必要となりましたことから、その作業に要する費用に対して補助されることにもなっております。108万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第17款寄付金では、都市計画費寄付金として、自然環境の保全と活用及び風景・景観の形成にと7万6千円のご寄附をいただいております。

次に、20ページをごらんいただきたいと思いますが。

歳出でございますが、まず、第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費では、農地台帳システム改修業務委託料で108万円の増額補正を、また、第2目農業総務費では、人事院勧告及び人事異動の影響などによりまして、人件費の補正といたしまして28万4千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第7目地域農政推進対策事業費では、被災農業者向け経営体育成事業補助金といたしまして214万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工総務費では、人事院勧告及び人事異動の影響などによりまして、人件費の補正として125万6千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費では、人事院勧告及び人事異動の影響などにより、人件費の補正として55万6千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費では、人事院勧告及び人事異動の影響などにより、人件費の補正として872万6千円の増額と、いかるがパークウェイ事業の用地買収に伴い、隣接する斑鳩町土

地開発基金用地を代替地として提供することとし、当該地を普通財産として土地開発基金から取得するための費用で、公有財産購入費7,909万4千円とあわせて8,782万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2目公共下水道費では、公共下水道事業への繰出金で112万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第7目景観保全対策事業費では、指定寄附金の増による財源振替で一般財源7万6千円の減額をお願いするものでございます。

以上で、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(2) 富雄川改修について、理事者の報告を求めます。 佃田建設課長。

建設課長 富雄川の改修事業につきまして、進捗がございましたので報告させていただきます。

懸案でありました西安堵井堰につきまして、先月の11月25日に地元水利組合と管理協定及び補償契約の締結ができたことと県より連絡がありました。

今後は、県において、河床を下げた新たな井堰の設置に向けて詳細設計等を進められ、来年の渇水期から安富橋より上流部へ改修工事にかかる予定であります。また、平行して上流部の井堰につきましても交渉を進めるとのことでもあります。

以上が、富雄川改修につきましての報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 これまで懸案となっていた部分が、こういうふうには協議が進んだという
ことで、一応下流のほうに向かって今後整備していく中では、ああ、
上流か。これで一応整備の中で、協議が進まなくて止まっていたって
いうものがなくなったので、計画どおりっていうんですかね、に進めてい
ける状況になったっていうことで理解しておいていいんですかね。ほか
にまだ協議が滞っているっていうような状況などについてはどうなんで
すか。

建設課長 西安堵井堰につきましては、今、もう協議が整ったということで、工
事が進んでいきます。だから、安富橋から上流について、西安堵井堰ま
で、今、来年の渇水期から工事にかかっていくということで聞いており
ます。

木澤委員 その先は、どんな状況なんです、今の段階で。

建設課長 その先にも、斑鳩町内に4か所程度、井堰がございます。それにつ
きまして、一番下流の井堰から、また協議を進めていくということで聞
いております。

木澤委員 そうしますと、その4か所の井堰の協議っていうのは、今の段階では
していないっていう、これからっていう話なんです。

建設課長 具体的な話はまだ進めておられないということでございます。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。 木田委員。

木田委員 私もこれについてはね、議員ならしてもうてから、何回も質問させていただいたんですねけど、やっとなんてこれが前向きに進んでいくちゅうことなんですけども、今の井堰の形ちゅうんかね、あれがそのままゲート式になるのか、あるいは風船ダム式になるのか知らんけど、そういう形で県との協議がなされたということなんですかね。一時は何か、それを廃止して上流のほうから西安堵のほうに、迂回水路ちゅうんですか、それでいくような話が地元のほうから、地元の水利組合のほうから出たおったというような話、ちょっと聞いたこと、町のほうからは聞いてないですねけど、そういう話聞いたことありますねんけど、現に、もうその今の、現在のあの井堰のところでそれを、まあどういう形になるんか知らんけども、そういう形で話がついたというふうに理解してよろしいんですかね。

建設課長 現在ある井堰のところに、今、聞いておりますのは、鋼製の転倒ゲートを設置するというで聞いております。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者側から何か報告しておくことはありませんか。佃田建設課長。

建設課長 斑鳩町営高塚団地の明け渡しにつきまして、前回の委員会で報告いたしましたように、入居者代理人弁護士より奈良地方裁判所に対して通行妨害禁止等仮処分命令申立がなされ、裁判官より11月中には判断することでありましたが、現在、まだその判断が示されておらない状況であります。

今後は、裁判所の判断が示された内容を町の顧問弁護士に相談を行って対応してまいりたいと考えております。

以上が、斑鳩町宮高塚団地の明け渡しに関する現在の状況の報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見ございませんか。ありませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかには理事者のほうから何もないですか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項についても、終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。 小野委員。

小野委員 先日、総務委員会で下司田池のことに関しての話があって、水利組合が解散したということで、なぜだろうなという疑問を持っているんですが、水利組合というのは、土地改良区と違ってどういう組織でどういう具合なところで設置組合、任意団体だと思うんですね、管理している。例えば、水利組合に対していろいろな補助金も町が出しているし、水利組合に対してのいろいろな指導もしているやろうし、耕地協会ですか、そこらで一緒に行動もしておられると思います。水利組合というのは、簡単にそうして解散というようになるのかな。どこが今まで管理しているちゅうかね、町の担当、多分、この建水の委員会の中の課が水利組合、観光産業課あたりが水利組合のことで一応その資料ちゅうか、そういうものを持っておられるのじゃないかなと思うのですが、その点はどうなんでしょうかね。

委員長 井上観光産業課長。

観光産業
課長

水利組合に関しましては、今、委員おっしゃいましたように任意の団体でございまして、各区域の水利に関してですね、いろいろ管理なりをされてきているというような状況でございまして、解散等々につきましても、任意の団体という中でですね、解散をされたというふうには理解をしているのですけども。

小野委員

だけど、例えば、農地転用のときにもね、水利権がもうない、あくまで総務委員会のために、ないから、別にその地域の転用に関しての水利組合の意見書も必要ないと、そのように総務委員会では聞いています。確かにそうなのかなと。

ただね、水利組合に対してはね、いろいろな補助金も渡しているし、財産があるはずなんですね。それらについては、株式会社の解散にしる、どんな組織の、任意であろうが、それらに対して財産をきちっと、どう言うんですか、解散に伴って分配もせないかんやろうし、それらについて何ら。いやもう今まで、もう水利権を消滅したから、消滅しているかということで、それはもう任意の団体だからいいんだと。

私はね、その財産のことでね、水利費として集めておられるとか、そんな問題と、それから例えば、水利組合に対しての水路の改修するときに、地元施工というのですか、水利組合が施工するときに、やはり補助金を出していたと思うんですね。やはり税金も使われていたと。そういう感覚もあるから、やはりそれらのことについても明らかにしてね、水利組合を解散ということで、こちらへでも届けとかね、そういうものを出すべきだと思うのですが、それはもう何ら必要ないの。

それでまた逆に言えば、この水利権で水利組合を任意でこしらえる。それで、今、課長も、任意です、私からも任意やと言うた。これはね、本来任意だったらあかんことなんですよ、もともとからの水利組合は。土地改良法で戦後にみんなの、土地改良区ですか、県が管轄している、斑鳩としては興留土地改良区がね、そういう法人格に変えなさいと。だからそれをしなかったんですよ。もう水利組合で任意のままできている。昔からの形でしておられて、その水利組合に対していろいろな、住民の

安全のために例えばフェンス張るとか、それから管理している水路、そのこの工事の何分の一かは町がやはり補助していた。公共下水がこうしてなっていくまでは、結局水利組合に個別浄化槽の、何て言うんですか、費用として8万円ほどのお金を払っていたんです。あることから、それはおかしいということでもなくなりました。だけど、まだ、個別浄化に対してのそういうものがある水利組合もあるかも知れませんが、町の1つの組織としてね、みんなと同じようにやっていた水利組合が、任意団体やからもうやめられたらやめられた、水利権なくなったからやめられた、それだけでいいのかなと私は疑問を持っています。何らかのことがなかったらいかんのではないかなとも思っているのですが。その点もう、任意団体やから勝手にしているから。だけど、補助団体の1つであったということは間違いのないと思いますので、どうなのでしょう。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、補助団体。工事するとき、水利組合の工事する場合、補助やっております。それについては、もう単年度工事に終わったら、その時点で完了届出してもらっておりますので、その補助金は全て使っておられると、余りはないということでございます。

それ以外の収入源、今、水利権の、以前は払っておりました。それについては、その水利組合の中でそれ、もし余っておればね、それは水利組合さんの中でどうするかという問題であって、町がかかわる問題ではないです。例えば、自治会でも一緒です。自治会、解散になります、いちいち町に報告しなさいよと、その分配方法、町に相談しなさいよ、こういうことは町のほうから言いませんので、それはその中で。もし何らかの形であれば、水利組合員さんの中で話し合いをされるべき問題であると、このように認識しております。

小野委員 同僚議員からね、龍田の祭りのときにその組合長からね、もう水利権を放棄するんやということを聞いていたらしいです。だけど、急にね、

報告を受けたのは解散ということですね、ちょっと驚いておるんやけどね。

それらの相談は、下司田池水利組合については、町に対して、いきなりもう解散しましたということだけなのか、その点はどうなんですか。内々に何かいろいろな相談あったのですか。

副町長

これについてはもう以前から、もう何年も前から、あれについてはどうするのかと言われておられました。ここでも、議会でも、数年前からです。あれはもうあのまま、ええのかどうか。それで町といたしましては、議員の皆さまから、やはりあの下司田池の財産のね、あれを、あの管理をどうするのか、やっぱり真剣に話し合いせいと言われておりましたので、町といたしましても、ずっと時間をかけて、やはり一番よい方法で解散、解散というかもう町に移管するという方向で相談をずっときておりました。

そうした中で、組合員さんの中でも、やはりだんだん高齢化になってきて、維持管理もやっぱりしんどいということで、そうしたらもうこの際、自分らの水利権の権利は主張しないで、町のほうにもう移管しようということでされておりました。以前はやはり水利権というものが、これはもうどの自治体でも一緒です。兵庫県であろうと、京都であろうと、水利権、池を放棄する場合は、やはり町民の方の場合は水利権として何割分をお金で請求されます。それも以前言われておりましたけども、やはりその金額についてもやっぱり自治体によっていろいろ違います。相場の8割のところもあれば、もう2割のところ、3割、4割、いろいろありますけども、それに金額についてもやっぱり非常に難しい問題であると思いますので、町が気長に交渉した結果、もう全て要らないと、保証金も要らないということで解決したということでございます。やはりこれについては、もう数年前からずっと話はしております。

小野委員

ということは、結局、水利権を放棄したのではなくて、その下司田水利組合は水利権が必要としない、水利権がないのだと、だから解散したと、その考えでよろしいねんね。

副町長　　まだ農地が残っておりますので、水利権自体は放棄しなくてもある、主張すればあります。まだ農地は残っておりますので。

小野委員　　そうしたら、おかしいやん。それはね、水利権があるその組合が、何で水利組合を解散するの。

　　ちょっと、ちょっと待ってな。

　　それで、解散するんだということを私は疑問に思っておるんですよ。だから、あの件に関しては、今、副町長が言うたように、いろいろ議会との議論があって、水利権の放棄がしなければ所有権が、あそこのいろいろな処理をできないということでやってきました。議論してきました。だからね、私は、水利組合が、水利権があるんやったらね、ほかにあるんやったら、農地もあって、あるんだったら、下司田池での水利権は、今までのいろいろな事情から、もう、今、副町長がおっしゃっているように、池の管理も高齢化しているという、その話はわかるんです。それでね、これについては、協定書にある水利権を放棄しますと。だから、あそこの池は自由に使ってくださいと。そうですよね、協定書にそう書いてあるからね。それだったらわかるんですよ。

　　それでね、私はあのときも、この前総務でも報告のときにも言いましたけどね、もう田んぼなくなったの、水利使う、あの池で使っていたあれ、なくなったのかということも聞いていたし、水利組合がまだ存続していなければいけない状態なんですよ、それやったらね。同じあの池の水利を使って、どう言うか、水利組合としての機能を果たしていたと。それだったら、何も下司田池の水利組合は解散することは要らないの違うかなと思う。それでね、なおそれが要るのだったら、私は、水利組合の中で、その何名かのところで何か代替用の水利をどこかで確保されたのですかと、それも聞きたかった。だけど、それがあって水利権でのその田んぼを養わなければいけない田んぼがまだあるのに、なぜ水利組合を解散という形にされたのか。これはあくまでもおかしい、流れとしてはおかしいんじゃないかなということ言うているんです。

副町長 質問者がおかしいと言われても、水利組合の方がもうそれでよいと判断されましたので、こちらといたしましても、水利権で保障のお金も払うことも要らないから、それを受け入れたということでございます。

小野委員 だから、保障とかね、水利権を買戻しとかね、そんな話は、私、していませんねん。当たり前の話やねん、はっきり言うて。まだね、あの訴訟のときにね、私はね、言うていたんですよ。下司田池の水利組合、訴えてやれって。あそこがね、又貸ししとるから、こんな問題が起きて、町がね、使わなあかんねんて、そういうことまで、私、言うていたんですよ。一番あつかましいやり方しとるって言うて。だから、損害与えとるんですよ、はっきり言うて。今まで、伸ばして伸ばして。せやから、水利権があるから、下司田池のいろいろな利活用ができない、住民対応もできないと、そういうことで今までこれ、伸ばしてきたんですよ。だから、特別にもう1回話ししようと。そういう話もしていたんですよ。

それで、だから私は聞いているんです。水利組合というのは、今までから組織してあって、任意の団体であろうが、その田んぼを養うための水利、それを管理しているところが水利組合でしょうと。だから、下司田池が解散して、解散してしまうということは、まあ言うたらその水利権を放棄したとか、下司田池のがあそこの水利権を放棄した、もちろん下司田池水利組合やからそこの水利権を。まだ田んぼ残っとるのやったらね、何も解散せんと、そうしたら何かでしてあるのか、水利としてそこの下司田池のもともとの、元、水利組合がまた、違う水利組合をつかってね、やっているのかと。そういうことはもう、水利組合は任意の団体やから、しはったことやからあんまり何も追求する必要ないやんかと、それはおかしいです。それはね、私が議員でなかったらね、何やかやとやからを言うているように思われるけどね、先ほどから言うているように、今までに補助金という金も使っているんですよ、いろいろな形で。だからその団体やから、町がある程度それらのことについても知ってもらわないかんし、それから、今まで下司田池のことで私もずっと言うて

いました。早く自分らの自由にできるように、住民のためにやらんなあかんと。だから、放棄してもらってくれと。そのときでも、放棄するのにもものすごくいろいろな、どう言うんですか、放棄する費用も要るだろうとか、そういう話も、交渉でもしているとかいうような話も聞いていました。それで、別に放棄ということだね、されるの、結構やと。もう水利も要らないと。そこの下司田からで養った田んぼがもう全部、開発とかでなくなったと。だからもう要らないんやと。そういう時点がきたら、放棄してもらえるやろうというような、待っていたんですよ。今、その状態なのかって言うたら、そうでもないんですよ。こんなおかしいことあらへん。いきなりもう要らんねんと言うて、言われて、ああ、そうですか言うてね、それもおかしいんじゃないかなと。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時17分 再開)

委員長 再開いたします。

池田副町長。

副町長 水利組合の解散につきましては、水利組合の方、全ての印鑑をいただいておりますので、今後は町のほうに移管して、適切に、今度、利用計画等々、議会とも相談を申しあげながら、あの土地利用を図っていきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。 木田委員。

木田委員 ちょっと、ことしですね、峨瀬のほうの家のほうの占用料ちゅうんですか、それが1段階、1ランク上がったということですね、今までが10,800円やったやつ。

(「何の占用料よ」と呼ぶ者あり)

木田委員 家へ入る占用道路に使うやつや。それがですね、24,800円かになったということですねんけども、県の郡山土木事務所のそのところへ行ったら、いや、うちではわからんよって県のほうへ行って聞いてくれというようなことで、もうこれは決まったやからしゃあないということなんですねけども、町が町道とか何かでこう、橋とかああいうのを県の何の河川とか使こてはる場合は、それは公共の何やから要らんというふうに理解しますねけども、三代川とかそういう河川についてですね、一般の住宅の進入路とかについては、町長のところの家なんかもあれ、三代川のあの橋、占用としてはったと思いますねけど、今も使こてはると思いますねけど、それらについてですね、何でこの、今まで一番下の、一番下っちゅうんか、真ん中いうんかね、何かから1ランク上がったいのがね、ちょっと理解できないんですねけど。

まあそれはもう、一応払ったからしゃあないと思うべきかどうかちゅうことなんですねけども、とにかく、町かてそうしたら、電柱とかいろいろなケーブルとかの、ガス管とかの占用の何があると思いますねけど、それらについて、町は全然、それらの値上げっちゅうんか、そんなんはしておられないんですかな。

これ、もう、県は、この進入路だけについてか、あるいはその河川のそういう橋についてもそういう占用料金の値上げになっているのかね、ランクが1つ上がったいうだけで、大方倍ほどにはなっておるというふうに思いますねけど、それについて、ちょっとこう、理解できないところありますねけども、それ、わかっていたら教えてもらいたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 今、木田委員のおっしゃっていただくのは、結局、占用許可を必ず県

かあるいは郡山土木から書類が送ってきてですね、必ず3年の更新だと思えます。図面と、それで面積と書いて、郡山土木は承認して、そして1年間は何ぼでございますという料金設定を送ってきますわね。ただ、その、突然というのか、ことしからもう2万7千何ぼ、その関係というのは、文書で契約をしているのか、していないのか、そこらですね、木田さんもそのままずっときて、もうその書類来たやつがもう見なかったのかわかりませんが、そこらがやっぱりあるんじゃないですか。突然そういうことは、私はないと思えます。やっぱり値上げする場合は値上げすると。

うちらでもこの、関西電力の電柱の占用とか、それは値上げする前、必ず値上げをとということで行きますけども、議会にも当然諮っていきますから、そういうことは必ずやっぱり書面で送ると思えます。

ただ、一番問題は、この、結局、その申請しなかったらもうそのまま不法ですから、結局何も別に、郡山土木、県は取らないんですよ、金は。そのままでも認めていくということ、まあ言うたらそういうことがあるわけですね、うちの三代川の場合でも。まあ、せやからそこらは、まあ言うたら問題があろうと思えます。ただやっぱり、私は県は県として、もっとやっぱり充実、必ず点検をしながら、やっぱりそれは必ず橋ですから、あるいはまた占用ですから、道路とかあるいはそういう橋はやっぱり人命にかかわっていく問題ですからね、やっぱりそういう点は十分やっぱり、今までどおりずっとやっていくというのか、更新、更新でやっていくというのか、そこらをですね。

だから、今、木田委員おっしゃる1万何ぼから2万何ぼという金額になったことはですね、それは一遍また町から一遍聞いてみますけども、そこら、一遍調査して、聞いてみますけども。ちょっとそういうぐらいしか答弁できないと思えます。

木田委員 今、町長言わはったようにね、ひとつも払っておられないというところも結構あるというふうに私も理解してますねけども、やっぱりそういう何でね、これはまあ県の何やけども、町としてもやっぱりそういう占用

料ちゅうんですか、都市下水路とかそういうところに進入路とかかかっているところ、ありますわな。だから、そういうところについては、町としてもそういう占用料というのをいただいておりますのかどうかについて、どうですかね。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 町としましては、営利目的で占用されている分につきましては占用料をいただいております。ただし、営利目的でない個人の占用等につきましては、今のところいただいておりますという状況でございます。

木田委員 ちょっと不平等なふうを感じるねけどね。やっぱりそれは、公共のものを使う以上はね、同じようにやっぱり払っていただくのが当然と違うんかなと思いますねけど、それについてはもう、私としては、やっぱり国も町も大変なときやからね、やっぱりこう、税金のほうに払っていただくようにですね、やっぱり進めてもらいたいなということで終わっておきたいと思います。以上でございます。

委員長 ほか、ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 河川の浚渫なんですけども、富雄川とか、またイツボ川、毎年1回ぐらいは、これ、質問させていただいて、処置はしていただいているんですけども、やはり事前にですね、土砂の堆積、あるいはイツボ川だったら雑草の繁茂というのがあるわけですけども、それによって環境が犯されたり、住民の方からの声があるわけですけども、そういった、毎年そういった繰り返されているという現状があって、まあ処置はされているんですけど、事前にそういったことについての関係をやっぱり調査しながらですね、対処していただきたいと思います。

今、現状としてはどういう状況になっているかということをお答え願いたいと思います。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 河川の浚渫につきましては、町もできるだけ状況を把握する中で、また県のほうへ要望等している状況でございます。

飯高委員 確かにいつもそういう状況の中です、いつも際になって、先ほど申しましたけども、やっぱり状況を把握、報告しながら、それを処置をしていただくということで、今後ですね、特に防災面においては、浚渫の、土砂の堆積がどれぐらいになってあるのか、それによってやっぱり河川の断面が犯されているという状況になれば、増水のやっぱり原因になったり、また、雑草やったらもう、ほとんどこう、もう目視でこう、できるので、事前に除草してもらったら、そういった環境がより改善されていくと思いますので、事前の対処ということでお願いしておきたいと思います。以上です。

委員長 ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 別件なんです、昔の、斑鳩ブランチっていうんですかね、法西町から中学校上がっていくところで、迷惑駐車が水路のボックスの上にとくさんとまっているのでということで、いろいろ話し合い、担当とも話し合いさせてもらっていて、先日、警察とも話しされて、路側帯を引くことによってある程度改善されるんじゃないかなということで早速引いてもらっていますねんけど、様子、これから見て、これもう、駐車場がわりに使われて、カーブしているからね、ちょっと危険だなということでいろいろ相談させてもうて、効果が上がったらいいなと期待しているんですがね。

それとね、以前、大分前にも話ししたと思うんですがね、どない説明したらいいのかな、役場から北へ行ったときに、以前、広がっていないところ、田んぼ1枚、ご存じのね、ちょうど文化財センターとの交差点

のところ、あそこ、どうかならんのかなということですね、大型規制もしていませんし、時々やっぱりダンプも通ってくるし、大型ダンプも通ってくるし、何も規制せえとかそんなんじゃないんですがね、ちょうどあそこにくびれたようになっておるんですね、結果的にね。庁舎のところは後退していますから広がって、あそこでちょっと狭くなって、交差点なんです。見通しの悪い交差点。だから、あそこ、地主さんにやっぱり交渉にでも行ってね、広げてもらったら、藤ノ木へ行くのも行きやすくなるやろし、それから文化財センターですか、そこへも曲がりやすくなると思います。

そういうことも思いますし、そうして、その田んぼの西の北ですね、よく抜けてくるんですね、文化財センターのほうからこの役場の向こうの、こっちへ行ったら信号2つ待たんなんから向こうへね。ちょうどあの道はこう、鋭角になつとるんですよ、角があつて。以前、いろいろな工事のときにはその土地を工事のほうで借りて、民間が借りて、広げておいて回りやすいようにしていたのが、その工事終わったら当然元へ戻してある。この、ここがものすごい鋭角だから、曲がりにくいから、ぐっと反対側の車線へみんな車、出てくるんです。そのあとが、今、先ほど、ちょっと改善してもらっているっっちゃうか、カーブなんですよ。ものすごい道路としては危ない、見通しがきかないような感じです。せめてその田んぼの持ち主に、いろいろ話しをされてね、協力してもらいたいと思うんですがね、それらについてはもう、そのままのほうがもういいと思っておられないと思うねけど、そういうことは考えられないのかなと思う。全体のその道路の流れとしてね、思うのですが、どうなんでしょうかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいまご指摘いただいております部分につきましては、以前にもこの建設水道常任委員会でお話もいただいておりますところでございますが、当時から協力をいただけていないという状況では確かにございますが、そ

の後ですね、積極的にその部分についてのですね、改良に着手をしているということでも、確かにございません。今後、今、ご指摘いただいています部分につきましてはですね、今後の道路新設改良の中でですね、これを組み込んでいけるかどうか、あるいは地権者のほうからのご意見もどうかといったことも含めてですね、総合的には考えてはいきたいと思えます。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか

(な し)

委員長 1点だけ、ちょっと私のほうから聞きたいのですが、民家の宿泊のやつで補助金、斑鳩町から出しておられますよね。それ、申請あったんですかね、1件でも。ちょっとその辺、聞きたいんですけど。

井上観光産業課長。

観光産業課長 宿泊って言いますか、景観形成の関係のやつで、2件の申請がございました。いわゆる宿泊施設っていうことではないですけども、修景ですね、いう形の補助金の申請がございました。

委員長 わかりました。できたらね、空き家も結構あるのでね、もし補助金出せるねやったらその辺の、斑鳩町全体のこと考えて、宿泊施設とかそういうのにしたいって言われるんやったらまた、ちょっとその辺は考えていただいたらと思うので、ちょっと今、質問させてもらいました。以上です。

ほか、ございませんね。

(な し)

委員長 ほかにないようですので、継続審査についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますように、よろしくお計らいすることをお願いします。

以上をもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいございますか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時40分 閉会)